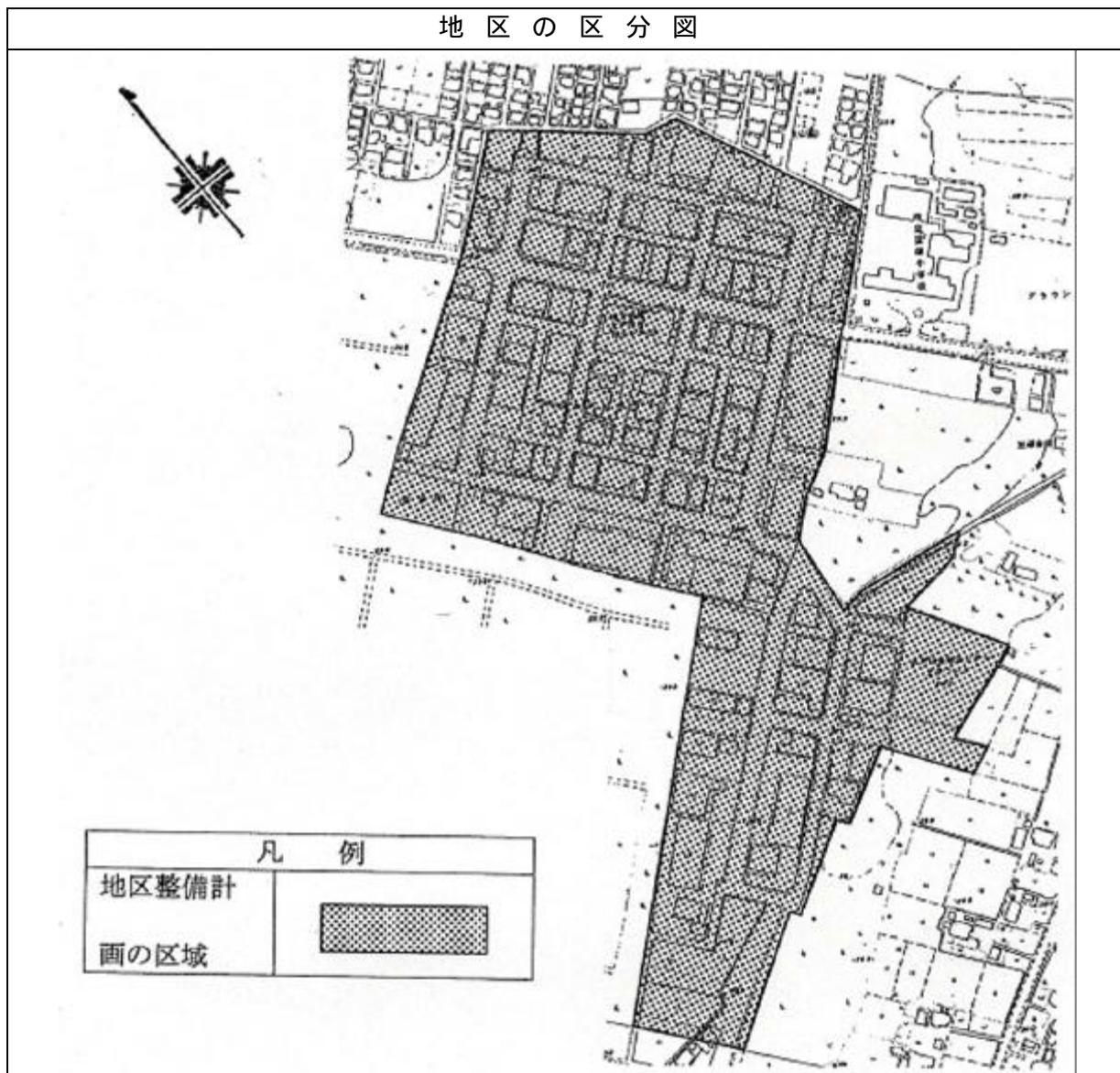


水戸総合卸センター地区

地区の区分図



地区計画の目標

本地区は、その大半が卸売団地としての土地利用がなされている地区であり、今日にいたるまで水戸市の卸売業の拠点となっている。また、本地区を含む笠原地区は、茨城県庁の移転を契機として水戸市第4次総合計画において、新たな拠点地区と位置づけられている。このことから、本地区は卸売業の機能を保持するとともに、新県庁舎周辺地区と整合のとれた都市機能の充実を目指しております。

建築物の制限に関する内容

建築物の用途の制限（次の建築物は建てられません。）

- ア 床面積の合計が15㎡を超える畜舎
- イ マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これらに類するもの
- ウ カラオケボックスその他これに類するもの